

JST 特許出願支援制度をご利用頂いている皆様へ

平成 18 年 9 月 15 日

JST 産学連携推進部

技術移転支援センター

(権利化支援担当)

### PCT 出願時における日本国指定の取扱について

平素は、JST 特許化支援施策に御理解を頂き、また JST 特許出願支援制度をご活用頂きまして、厚く御礼申し上げます。

今年度も昨年度と同規模の申請を頂いており、我が国の知的財産活動の一端を担う制度としてよりよい運営を目指しております。

制度運営において、御質問が寄せられている PCT 出願時の日本国取扱について以下の通りとなりますので、ご確認を賜りますよう御願い申し上げます。

#### 1. PCT 出願(日本を含む全指定)を本制度における基本ルートとさせて頂いております。

当制度の取扱事例では、目利き支援の結果、優先権主張期間を活用した実施例追加・補正等により PCT 出願するケースが多く見られます。かかるケースで日本国を指定国から除外する場合には別途優先権主張を伴う出願の費用等が発生してしまう事、及び、原出願により出願日の利益が確保されている事を考慮し、日本を含む全指定の PCT 出願を原則としています。

#### 2. PCT 出願時に日本国を指定国から除外する場合(原出願を活かす場合)には別途ご相談ください。

PCT 出願(日本を含む全指定)を本制度における基本ルートとしていることから、PCT 出願において日本国を指定国から除外する場合は、原則として支援の対象外とさせて頂いております。

やむを得ない事情により日本国を指定国から除外せざるを得ない場合には、申請書の「□自己指定をしない」の理由欄に事情を記載の上、担当窓口までご相談ください。

これまでの取扱事例では、共同出願企業の意向・ライセンス収入が発生する契約等において例外的に支援する事を認めております。

(募集要項 P1 より抜粋)

国内出願についてこれまでの取扱事例では、原出願に新規事項を追加して PCT 出願を行うケースが多く見られ、費用の効率性からも合理的と考えられるため、PCT 出願(日本を含む全指定)を本制度における基本ルートとさせていただきますが、早期権利化などのため PCT 出願後に日本国を指定国から除外する場合(原出願を活かす場合)の国内出願支援につきましては、別途ご相談ください。

以上